

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成29年5月12日

【四半期会計期間】 第81期第2四半期(自平成29年1月1日至平成29年3月31日)

【会社名】 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社

【英訳名】 JAPAN FOOD&LIQUOR ALLIANCE INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 檜垣 周作

【本店の所在の場所】 香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1850番地

【電話番号】 (0879)82-1705

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務計画部長 杣 義継

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区錦町4番82号

【電話番号】 (06)7688-5900

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務計画部長 杣 義継

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社大阪本社
(大阪市北区錦町4番82号)
ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社東京本社
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 第2四半期 連結累計期間	第81期 第2四半期 連結累計期間	第80期
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年10月1日 至 平成29年3月31日	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日
売上高 (百万円)	12,643	12,168	23,849
経常利益 (百万円)	61	130	239
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失() (百万円)	153	47	111
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	220	81	41
純資産額 (百万円)	5,033	6,130	5,412
総資産額 (百万円)	22,532	24,668	21,713
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額() (円)	1.32	0.38	0.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		0.38	
自己資本比率 (%)	22.3	24.8	24.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	642	945	753
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	191	129	413
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	626	818	866
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,085	3,558	1,734

回次	第80期 第2四半期 連結会計期間	第81期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日
1株当たり 四半期純損失金額() (円)	1.68	0.71

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第80期第2四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失が生じており、また潜在株式が存在しないため、また第80期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

（その他）

当第2四半期連結会計期間において、株式交換に伴い、東洋商事(株)及びその100%子会社である小林産業(株)を連結子会社としております。

この結果、平成29年3月31日現在で当社グループは、当社と連結子会社10社及び持分法適用関連会社3社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において新たに締結した重要な契約は、次のとおりであります。

株式交換契約

当社は、平成29年2月7日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、東洋商事㈱を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」をご参照ください。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行について

当社は、平成29年3月10日開催の取締役会において、㈱アスラポート・ダイニングを割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行を行うことを決議し、平成29年3月27日に払い込みが完了しております。

詳細は、「第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

株式譲渡契約

連結子会社である盛田㈱は、平成29年3月23日開催の取締役会において、千代菊㈱及び常楽酒造㈱の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、同契約に基づいて平成29年4月1日に全株式を取得いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益に改善が見られ緩やかな回復基調が続きました。一方で、新興国経済の鈍化、英国のEU離脱問題、米国新政権の動向といった大きな不安要素が存在しており、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましては、引き続き企業間競争が激しく、景気の先行き不安による消費者の節約志向も根強いことから厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、平成28年10月1日から食品類・酒類事業の中心である盛田㈱の営業組織を2支社・4事業部制にすることで各事業部の専門性を高め営業力強化に努めました。グループ全体の取り組みとしては、新商品の開発・導入、既存顧客の深耕、新規顧客の開拓、輸出の拡大等を掲げるとともに、更なるコストの削減を推進し、利益の向上を図りました。また、平成29年3月1日付で業務用総合食品卸売業を営む東洋商事㈱及び医療・介護用食品等卸売業を営む小林産業㈱を連結子会社化し、事業規模の拡大を図りました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は12,168百万円(前年同期比3.8%減)、営業利益は310百万円(前年同期比33.5%増)、経常利益は130百万円(前年同期比111.0%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は47百万円(前年同期は153百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(食品類・酒類事業)

醤油類につきましては、家庭用のP B商品や業務用が堅調に推移したものの、家庭用の主力商品「マルキン こいくちしょうゆ 1 L」「マルキン うすくちしょうゆ 1 L」が苦戦したこと等により前期の売上を下回りました。

つゆ・たれ類につきましては、業務用が苦戦したものの、家庭用の「マルキン 大阪うどんすき鍋つゆ 750g」「イチミツボシ ごまドレッシングゆず果汁入り 500ml」が好調で、また新商品の「盛田 国産紅ずい蟹だし うま鍋つゆ 750g」「盛田 国産にんにく 焼肉のたれ 240g」「マルキン 合わせつゆ 500ml」が順調に推移したことにより前期並みの売上を確保しました。

みりん風調味料及び料理酒につきましては、リニューアルした高付加価値商品「盛田 国産米100% 純米料理酒 500ml/1 L」が売上を伸ばしたものの、業務用が苦戦したこと等により前期の売上を下回りました。

漬物につきましては、市場規模が縮小している中、なら漬は主力商品の「忠勇 あっさり味なら漬(胡瓜) 120g」が好調を維持、甘口タイプで食べやすく仕上げた「忠勇 徳島県産なら漬甘口仕立 100g」も順調に推移したこと等により、前期の売上を上回りましたが、その他の漬物が苦戦したこと等により全体としては前期並みの売上となりました。

飲料につきましては、主力商品の「ハイピース 加賀棒茶ほうじたて 330ml」や新商品の「ハイピース オーガニック ジャスミン&ルイボスティー 500ml」「ハイピース さくら緑茶 京都産宇治抹茶入り 350ml」が順調に売上を伸ばすとともに、P B商品も新規獲得や得意先での販売が好調だったこと等により、前期の売上を大きく上回りました。

酒類につきましては、清酒は大吟醸酒の「金紋ねのひ 金賞受賞酒 720ml」の試飲販売等を行い拡販に努めたものの、主力商品の「尾張常滑郷の鬼ころし 2 L」「尾張 男山 2 L」が苦戦したこと等により、前期の売上を下回りました。本みりんは主力商品の「盛田 蔵出し本みりん 1 L/1.8 L」が好調だったほか、業務用の新規開拓が順調に進んだこと等により、前期の売上を大きく上回りました。

この結果、当事業の売上高は6,369百万円(前年同期比1.8%減)、セグメント利益(営業利益)は261百万円(前年同期比92.3%増)となりました。

(輸入食品類・酒類販売事業)

業務用食材につきましては、ブルガリア産及びハンガリー産のフォアグラが堅調に推移、フランス産キャビアや冷凍パンが新規顧客開拓等により売上を伸ばしたほか、フランスのジュース「アラン・ミリア」も順調に推移しました。しかしながら、フランスで発生した鳥インフルエンザの影響が長期化したことによって主力商品のフランス産フォアグラ・肉類の調達が滞り、全体としては前期の売上を下回りました。

製菓用食材につきましては、主力商品「Kiriクリームチーズ」を使用した新商品が既存取引先から発売されたほか、新規顧客開拓も堅調に推移したものの、全体としては前期の売上を下回りました。

小売用商品につきましては、フランスを代表するビスケット「サンミッシェル」やスペインの高級ポテトチップス「トーレス」が好調で、またフランス政府認定の無形文化財企業が作る新商品のジャム「コント・ド・プロヴァンス」が順調に推移したものの、主力商品であった「ボンヌマママンジャム」の取り扱いがなくなったこと等により前期の売上を下回りました。

ワイン類につきましては、ホテル・レストランへの新規拡販、高級クラブ他のナイトマーケットや地方量販店の開拓等に取り組み、カリフォルニアワインやスペインワインは売上を伸ばしたものの、主力商品のシャンパーニュ「ボランジェ」が苦戦したこと等により、前期の売上を下回りました。

この結果、当事業の売上高は4,880百万円(前年同期比18.2%減)、セグメント利益(営業利益)は200百万円(前年同期比40.6%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、1,823百万円増加し、3,558百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が121百万円、たな卸資産の減少額が202百万円、仕入債務の増加額が250百万円及び減価償却費が162百万円あったこと等により945百万円の収入となりました。なお、前年同四半期連結累計期間と比べては、仕入債務の増加等により303百万円の収入増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が137百万円あったこと等により129百万円の支出となりました。なお、前年同四半期連結累計期間と比べては、有形固定資産の取得による支出が減少したこと等により61百万円の支出減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済(純額)が189百万円及び長期借入金の返済による支出が181百万円あったものの、社債の発行による収入が1,199百万円あったこと等により818百万円の収入となりました。なお、前年同四半期連結累計期間と比べては、社債の発行による収入等により1,445百万円の収入増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は15百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、東洋商事(株)及び小林産業(株)を連結子会社化したこと等に伴い、その他において従業員数が134名増加しております。

なお、従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

提出会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、当社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、輸入食品類・酒類販売事業の販売実績が著しく変動しております。その内容などについては、「(1)業績の状況」をご覧ください。

なお、当社グループの主力製商品のうち日本酒やワインは、冬季に需要のピークがあるという特徴があります。このため売上高には季節の変動があり、第1四半期連結累計期間の売上高は他の四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく増加する傾向にあります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年5月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	136,925,670	136,925,670	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式：1,000株
計	136,925,670	136,925,670		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権

決議年月日	平成28年12月28日
新株予約権の数(個)	3,068 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,068,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり45 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年2月1日 ~ 平成34年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 資本組入額 22.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 . 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 . 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2017年度有償新株予約権

決議年月日	平成29年2月7日
新株予約権の数(個)	1,750 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,750,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり44 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成32年1月1日 ~ 平成36年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44 資本組入額 22
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 新株予約権者は、平成31年9月期から平成33年9月期までのいずれかの期における連結営業利益が、12億円を超過した場合、本新株予約権の全てを行使することができる。
なお、上記における連結営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに行使していない本新株予約権を行使する権利を喪失する。
- 禁錮以上の刑に処せられた場合
当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でない取締役会が認めた場合
新株予約権者が死亡した場合
当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
新株予約権者が当社または当社の関係会社を自己都合退職した場合
- (7) (6)各号に該当することにより、新株予約権者が喪失した本新株予約権は当社取締役会が別途定める日をもって、当社が無償で取得するものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)

決議年月日	平成29年3月10日
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,578,947(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり38(注)2
新株予約権の行使期間	平成29年3月27日～平成35年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2.(1) 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、38円とする。なお、転換価額は本号(2)乃至(6)に定めるところに従い調整されることがある。

(2) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(3)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

(3) 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本号(4)に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (4) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下「転換価額調整式」と総称する。)の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (5) 本号(3)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本号(3)乃至(5)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 3.(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4.(1) 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
- (2) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5.(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
6. 当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(1)乃至(10)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記2.と同様の調整に服する。
合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
上記6.に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年1月1日～ 平成29年3月31日	14,634,150	136,925,670		3,757	629	2,454

(注) 平成29年3月1日に当社を完全親会社、東洋商事株式会社を完全子会社とする簡易株式交換を行いました。当社は本株式交換に際して、東洋商事株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式を14,634.15株を割当交付いたしました。この結果、発行済株式総数が14,634,150株、資本準備金が629百万円それぞれ増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社田中文悟商店	横浜市金沢区東朝比奈1丁目6番1号-602	14,634	10.68
株式会社アスレポート・ダイニング	東京都品川区西五反田1丁目3番8号	14,287	10.43
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 パークレイズ証券株)	5 THE NORTH COLONNADE CANARY WHARF LONDON E14 4BB UNITED KINGDOM (東京都港区六本木6丁目10番1号)	7,973	5.82
株式会社ファミリーショップワタヤ	福島県双葉郡双葉町大字新山字北広町9	6,123	4.47
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	3,062	2.23
富春 勇	広島市西区	2,680	1.95
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	2,085	1.52
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	1,869	1.36
敷島製パン株式会社	名古屋市東区白壁5丁目3番地	1,677	1.22
山田 浩史	横浜市中区	1,083	0.79
計		55,473	40.51

(注) 平成29年3月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ルネッサンス・テクノロジー・エルエルシーが平成29年3月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として、当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ルネッサンス・テクノロジー・エルエルシー	35th Floor, 800 Third Avenue, New York, NY 10022	8,421	6.15

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 46,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 136,787,000	136,786	
単元未満株式	普通株式 92,670		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	136,925,670		
総株主の議決権		136,786	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権の数4個)及び当社が実質的に所有していない自己株式1,000株(議決権の数1個)が含まれております。

2 議決権の数には、実質的に所有していない自己株式分(1個)は含まれておりません。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式887株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ジャパン・フード&リカー・ アライアンス株式会社	香川県小豆郡小豆島町苗 羽甲1850番地	46,000		46,000	0.03
計		46,000		46,000	0.03

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年1月1日から平成29年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,767	3,591
受取手形及び売掛金	4,372	4,911
商品及び製品	2,369	2,262
仕掛品	1,193	1,417
原材料及び貯蔵品	429	402
その他	505	496
貸倒引当金	5	5
流動資産合計	10,632	13,077
固定資産		
有形固定資産		
土地	6,376	6,472
その他(純額)	2,093	2,226
有形固定資産合計	8,470	8,699
無形固定資産		
のれん	1,375	1,593
その他	106	97
無形固定資産合計	1,482	1,690
投資その他の資産		
その他	1,784	1,837
貸倒引当金	656	637
投資その他の資産合計	1,128	1,200
固定資産合計	11,080	11,590
繰延資産	0	0
資産合計	21,713	24,668

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,650	2,676
短期借入金	11,027	10,866
1年内償還予定の社債	9	9
1年内返済予定の長期借入金	334	301
未払法人税等	76	72
賞与引当金	76	131
その他	1,404	1,559
流動負債合計	14,580	15,616
固定負債		
社債	11	1,206
長期借入金	816	769
退職給付に係る負債	90	97
その他	803	847
固定負債合計	1,720	2,921
負債合計	16,301	18,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,757	3,757
資本剰余金	8,496	9,125
利益剰余金	6,981	6,933
自己株式	5	5
株主資本合計	5,267	5,944
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24	22
繰延ヘッジ損益	41	
為替換算調整勘定	3	2
退職給付に係る調整累計額	158	154
その他の包括利益累計額合計	145	179
新株予約権		6
純資産合計	5,412	6,130
負債純資産合計	21,713	24,668

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)
売上高	1 12,643	1 12,168
売上原価	9,196	8,828
売上総利益	3,446	3,340
販売費及び一般管理費	2 3,214	2 3,030
営業利益	232	310
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	1
持分法による投資利益	8	8
その他	40	48
営業外収益合計	50	58
営業外費用		
支払利息	182	166
その他	38	72
営業外費用合計	221	238
経常利益	61	130
特別利益		
固定資産売却益		6
災害見舞金		10
その他		0
特別利益合計		17
特別損失		
特別調査費用	3 80	
過年度決算訂正関連費用	4 68	
災害による損失		5 24
その他	1	1
特別損失合計	150	25
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期純損失()	88	121
法人税、住民税及び事業税	69	68
法人税等調整額	5	5
法人税等合計	64	73
四半期純利益又は四半期純損失()	153	47
非支配株主に帰属する四半期純利益 親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	153	47

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	153	47
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	1
繰延ヘッジ損益	60	41
為替換算調整勘定	2	1
退職給付に係る調整額	6	3
その他の包括利益合計	66	33
四半期包括利益	220	81
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	220	81
非支配株主に係る四半期包括利益		

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期純損失()	88	121
減価償却費	150	162
のれん償却額	77	80
貸倒引当金の増減額(は減少)	9	23
賞与引当金の増減額(は減少)	121	46
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1	3
持分法による投資損益(は益)	8	8
受取利息及び受取配当金	1	1
支払利息	182	166
為替差損益(は益)	15	37
有形固定資産売却損益(は益)	1	6
投資有価証券売却損益(は益)		0
有形固定資産除却損	0	1
売上債権の増減額(は増加)	152	68
たな卸資産の増減額(は増加)	316	202
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	5	3
仕入債務の増減額(は減少)	58	250
その他	82	55
小計	866	1,151
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	171	164
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	54	43
営業活動によるキャッシュ・フロー	642	945
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	6	
貸付金の回収による収入	6	1
投資有価証券の取得による支出	0	0
有形固定資産の取得による支出	193	137
無形固定資産の取得による支出		0
資産除去債務の履行による支出		14
敷金及び保証金の差入による支出	2	8
敷金及び保証金の回収による収入	2	23
その他	1	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	191	129

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	204	189
長期借入れによる収入		50
長期借入金の返済による支出	208	181
ファイナンス・リース債務の返済による支出	56	57
割賦債務の返済による支出	29	1
社債の発行による収入		1,199
社債の償還による支出	127	4
新株予約権の発行による収入		3
自己株式の取得による支出	0	
財務活動によるキャッシュ・フロー	626	818
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	178	1,634
現金及び現金同等物の期首残高	2,263	1,734
株式交換による現金及び現金同等物の増加額		188
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,085	3,558

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第2四半期連結会計期間より、平成29年3月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、東洋商事(株)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことに伴い、東洋商事(株)及びその100%子会社である小林産業(株)を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

厚生年金基金に係る偶発債務

連結子会社の一部が加入する中日本酒類業厚生年金基金は、平成28年9月26日に厚生労働大臣より解散認可の承認を受けました。これにより、同基金解散に伴う費用の発生が現時点で見込まれますが、複数事業主制度であるため、当グループに係る影響額を合理的に算定することは困難であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

前第2四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成28年10月1日至平成29年3月31日)

当社グループの主力製商品のうち日本酒やワインは、冬季に需要のピークがあるという特徴があります。このため売上高には季節的変動があり、第1四半期連結累計期間の売上高は他の四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく増加する傾向にあります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)
販売運賃	1,073百万円	1,020百万円
貸倒引当金繰入額	9百万円	4百万円
給料及び手当	823百万円	821百万円
賞与引当金繰入額	67百万円	69百万円
退職給付費用	43百万円	38百万円

3 特別調査費用

前第2四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)

当社元役員の便宜が図られていた疑義に関する独立調査委員会に係る調査費用を計上しております。

4 過年度決算訂正関連費用

前第2四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)

過年度決算訂正に伴って発生した費用を計上しております。

5 災害による損失

当第2四半期連結累計期間(自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)

連結子会社である加賀の井酒造(株)において、平成28年12月に発生した糸魚川大規模火災による損失を計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)
現金及び預金	2,117百万円	3,591百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	32百万円	33百万円
現金及び現金同等物	2,085百万円	3,558百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成29年3月1日に当社を完全親会社、東洋商事(株)を完全子会社とする簡易株式交換を行いました。当社は本株式交換に際して、東洋商事(株)の普通株式1株に対して、当社の普通株式を14,634.15株を割当交付いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において資本準備金が629百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本剰余金が9,125百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	食品類・ 酒類事業	輸入食品類・ 酒類販売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,485	5,968	12,454	189	12,643
セグメント間の内部売上高 又は振替高	17	16	34	523	557
計	6,502	5,985	12,488	712	13,201
セグメント利益又は損失()	136	338	474	164	310

(注)「その他」の区分は報告セグメントに該当しない当社(純粋持株会社)が行うグループ管理等が含まれております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容

(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	474
「その他」の区分の損失()	164
セグメント間取引消去	0
のれん償却額	77
四半期連結損益計算書の営業利益	232

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年10月1日至平成29年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	食品類・ 酒類事業	輸入食品類・ 酒類販売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,369	4,880	11,250	918	12,168
セグメント間の内部売上高 又は振替高	22	3	26	478	505
計	6,391	4,884	11,276	1,397	12,673
セグメント利益又は損失()	261	200	462	71	391

(注)「その他」の区分は報告セグメントに該当しない国内食品類・酒類卸売事業、及び当社(純粋持株会社)が行うグループ管理等が含まれております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	462
「その他」の区分の損失()	71
セグメント間取引消去	0
のれん償却額	80
四半期連結損益計算書の営業利益	310

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結会計期間において、平成29年3月1日付で東洋商事(株)の全株式を株式交換により取得したことから、「その他」の区分において、のれんの金額に重要な変動が生じております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間においては298百万円であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 東洋商事株式会社
事業の内容 業務用総合食品卸売業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、今後、東洋商事株式会社が東北・関東・北陸・関西を中心に全国において保有している物流機能を当社グループに取り込むことにより、6,000件以上のお客様へのダイレクトな商品提供、10ヶ所の営業所からの自社物流をはじめ、全国外食チェーンに対応できる物流網や業務用通信販売で培った宅配網を駆使し、グループ全体としての物流スケールメリットが追求出来ると考えております。また、同社の顧客である独立生業飲食店、スーパー、惣菜販売店、全国外食チェーン及び通信販売顧客からの要望を、当社の事業子会社である盛田株式会社や株式会社アルカンが得られることによって、新たな商品開発・提案が可能となり、これまで以上に最終消費者へのサービス向上及びシナジー効果が期待出来ると考えているため、企業結合を行いました。

(3) 企業結合日

平成29年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、東洋商事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

東洋商事株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により東洋商事株式会社の議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年3月1日から平成29年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	629百万円
取得原価		629百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

東洋商事株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式14,634.15株を割当交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、独立した第三者算定機関である中山会計事務所から当社が提出を受けた株式交換比率の算定結果並びに当社及び東洋商事株式会社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、東洋商事株式会社と慎重に協議を重ねた結果、最終的には上記株式交換比率が、中山会計事務所が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。

(3) 交付した株式数

14,634,150株

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

298百万円

(2) 発生原因

主として東洋商事株式会社における今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額()	1.32円	0.38円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(百万円)	153	47
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(百万円)	153	47
普通株式の期中平均株式数(株)	116,529,888	124,737,020
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		0.38円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		867,553
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成29年2月1日発行の 2017年度新株予約権 普通株式 3,036,000株 (新株予約権の数 3,036個) 平成29年2月22日発行の 2017年度有償新株予約権 普通株式 1,750,000株 (新株予約権の数 1,750個)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第2四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失が生じており、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

取得による企業結合

連結子会社である盛田株式会社は、平成29年3月23日付で千代菊株式会社及び常楽酒造株式会社(以下「対象会社」といいます。)の全株式を取得する株式譲渡契約を締結し、同契約に基づいて平成29年4月1日に全株式を取得いたしました。

1. 株式取得の理由

当社グループの酒類製造販売事業は、中核会社である盛田株式会社を中心に、傘下の子会社である株式会社老田酒造店、加賀の井酒造株式会社及び中川酒造株式会社が参画しており、「日本の伝統的な食文化の継承」という当社グループの創業理念のもと、創業以来の長い歴史と伝統を持ち、何代にもわたって大切に伝えられてきた技を継承しながら食を育む「伝統蔵」が集っています。

これら「伝統蔵」は、日本各地のそれぞれの風土に根付いて、その恵みを楽しんだ良質の酒類を生み出し、長年地元で愛され続けております。根ざす地域は違うものの、前述の創業理念に掲げた「食」に対する姿勢や思いは同じであり、これらを共有する蔵が集まることで、今後も日本の伝統的な食文化の最たるものである醸造業を守り伝えていきたいと考えており、対象会社が当社グループの一員に加わることで、対象会社の持つ個性や価値を最大限に活かしつつ、当社グループの持つノウハウやリソースを利用して最大限の効率化を図り、より一層の収益性の向上を目指してまいります。

2. 取得する会社の概要

名称	千代菊株式会社
本店所在地	岐阜県羽島市竹鼻町2733番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 文悟
事業内容	酒類及び飲食料品の製造並びに販売
資本金	214百万円
設立年月日	昭和27年6月30日
大株主及び持株比率	株式会社田中文悟商店 100% (平成29年3月31日現在)

名称	常楽酒造株式会社
本店所在地	熊本県球磨郡錦町大字一武2577番地13
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 米来 健
事業内容	酒類、清涼飲料水、乳製品類、調味料、食料品類の製造卸売並びに販売
資本金	100百万円
設立年月日	昭和62年2月3日
大株主及び比率	株式会社田中文悟商店 100% (平成29年3月31日現在)

3. 株式取得の相手方の概要

名称	株式会社田中文悟商店
本店所在地	神奈川県横浜市金沢区東朝比奈1丁目61番1-602
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 田中 文悟
事業内容	日本酒、焼酎等の酒類販売等
資本金	50万円
設立年月日	平成22年3月12日
大株主及び比率	田中 文悟 66.7% 西澤 淳 33.3%

4. 株式取得の時期

平成29年4月1日

5. 取得株式数、取得価額及び取得後の所有株式

(1) 取得株式数

千代菊株式会社の普通株式	428,274株
常楽酒造株式会社の普通株式	12,200株

(2) 取得価額

千代菊株式会社の普通株式	400百万円
常楽酒造株式会社の普通株式	400百万円
価格評価取得費用等(概算額)	1百万円
合計(概算額)	801百万円

(3) 取得後の所有株式

千代菊株式会社の普通株式	428,274株(議決権所有割合100%)
常楽酒造株式会社の普通株式	12,200株(議決権所有割合100%)

子会社の設立

連結子会社である盛田株式会社は、平成29年4月3日に以下のとおり子会社を設立いたしました。

1. 子会社設立の目的

盛田株式会社は、日本の伝統的な醗酵技術を生かした醤油・味噌・みりん・日本酒を製造・販売するとともに、これらの事業を通じ、各地の歴史・伝統・文化・技術を継承しております。平成25年4月1日付の吸収合併で消滅した旧社名またはブランド名を一部復活させることによって、今後も各地の歴史・伝統・文化・技術を継承する意思を明確にするとともに、地元ブランドとして地域の皆様に社名・ブランド名を再認識していただきたいと考えております。

新設会社は、ブランド管理会社としてそれぞれが有するブランド価値向上や事業を通じた社会貢献を行うことはもとより、企業市民としてより良い社会の実現に貢献するため継続的な社会貢献活動に取り組みます。また、地域のリーディングカンパニーとして信頼される企業であり続けるために、地域とコミュニケーションを図りながら共生していくことを目指してまいります。

2. 子会社の概要

名称	マルキン醤油株式会社
本店所在地	香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1850番地
代表者の役職・氏名	代表取締役 檜垣 周作
事業内容	盛田株式会社のブランド価値向上のための支援活動
資本金	1百万円
設立年月日	平成29年4月3日
大株主及び持株比率	盛田株式会社 100%

名称	忠勇株式会社
本店所在地	徳島県名西郡石井町浦庄字国実247番地2
代表者の役職・氏名	代表取締役 檜垣 周作
事業内容	盛田株式会社のブランド価値向上のための支援活動
資本金	1百万円
設立年月日	平成29年4月3日
大株主及び持株比率	盛田株式会社 100%

名称	株式会社マルシチ
本店所在地	栃木県日光市土沢1442番地 1
代表者の役職・氏名	代表取締役 檜垣 周作
事業内容	盛田株式会社のブランド価値向上のための支援活動
資本金	1百万円
設立年月日	平成29年 4 月 3 日
大株主及び持株比率	盛田株式会社 100%

名称	加賀屋醤油株式会社
本店所在地	徳島県名西郡石井町浦庄字国実247番地 2
代表者の役職・氏名	代表取締役 檜垣 周作
事業内容	盛田株式会社のブランド価値向上のための支援活動
資本金	1百万円
設立年月日	平成29年 4 月 3 日
大株主及び持株比率	盛田株式会社 100%

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年5月12日

ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 濱 滋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年1月1日から平成29年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である盛田株式会社は、平成29年3月23日付で千代菊株式会社及び常楽酒造株式会社の全株式を取得する株式譲渡契約を締結し、同契約に基づいて平成29年4月1日に全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。